

いすみ市人事行政の運営等の状況の公表

いすみ市の人事行政における公正性、透明性を高めるため、「いすみ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成22年度における職員数、給与、勤務条件等の人事行政の状況について、次のとおり公表いたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数について

採用者数	退職者数			
	定年退職	勸奨退職	普通退職等	計
4人	17人	5人	3人	25人

(2) 部門別職員数の状況

区分 部門	職員数		対前年 増減数
	平成21年度	平成22年度	
一般行政	354人	344人	△ 10人
教育委員会	71人	67人	△ 4人
公営企業会計	41人	37人	△ 4人
合計	466人	448人	△ 18人
	[540人]	[540人]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長含む)
2. []内は条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成数の状況 (H22年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	17人	38人	48人	53人	38人	38人	50人	83人	76人	1人	447人

(注) 特別職、教育長は除く。

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

いすみ市定員適正化計画は、3町の合併による効果を最大限に発揮し、簡素で効率的な行政体制の確立を図るため、平成18年度を初年度として平成22年度までの5年間を第1次計画期間として策定しました。

① 定員適正化計画の主な推進方策

- ・ 職員配置の見直し
- ・ 業務の外部委託化
- ・ 組織の見直し
- ・ 人材育成
- ・ 新規採用者の抑制
- ・ 勸奨退職の実施
- ・ 臨時・嘱託職員の有効活用

② 定員適正化目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	70人削減

③ 定員適正化計画の進捗状況

区分	年度				
	H19	H20	H21	H22	H23
定員目標 (H18.10.1策定)	503	491	475	456	436
取組結果	498	486	466	448	—

2. 職員の給与の状況

【1. 総括】

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

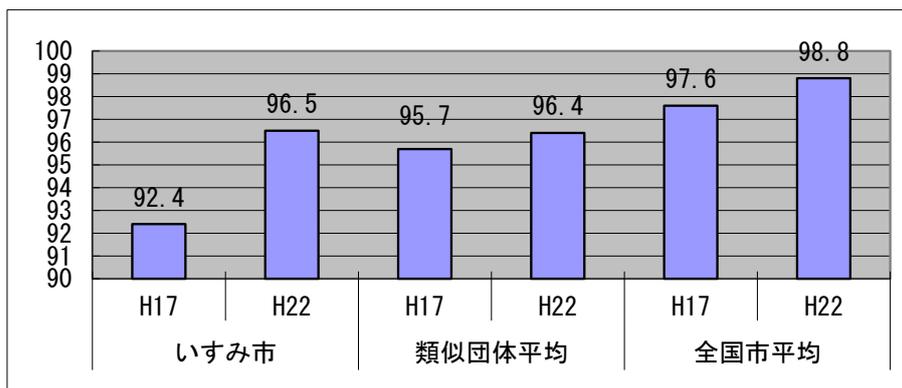
区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
平成22年度	人 41,856	千円 17,399,346	千円 723,285	千円 3,395,295	% 19.5	% 19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成23年度	人 416	千円 1,616,582	千円 119,537	千円 568,282	千円 2,304,401	千円 5,539

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
2. 給与費は平成23年度いすみ市当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3. いすみ市は平成17年12月5日に合併(夷隅町・大原町・岬町)しましたので、平成17年のラスパイレス指数については、旧3町の平成17年4月1日現在の数値により算出したものです。(参考数値)

【2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況】

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.4歳	336,042円	360,526円
技能労務職	49.6歳	260,115円	273,118円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均です。

(2) 職員の初任給の状況（H22年4月1日現在）

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	172,200円
	高校卒	140,100円
技能労務職	高校卒	125,400円
	中学卒	121,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	274,000円	324,500円	350,400円
	高校卒	232,200円	276,800円	312,900円
技能労務職	高校卒	212,000円	246,500円	223,700円
	中学卒	162,200円	—	244,300円

- (注) 本年度については、各階層別の職員数が少ないことから5年毎の数値としています。
(経験年数10年欄は10年～15年、15年欄は15年～20年、20年欄は20年～25年の職員の平均となっています。)

【3. 一般行政職の級別職員数の状況】

平成22年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	4人	1.6%
2級	主事	29人	11.5%
3級	主任主事	39人	15.4%
4級	主査補・副主査	70人	27.7%
5級	主査	42人	16.6%
6級	副主幹	34人	13.4%
7級	課長・主幹	29人	11.4%
8級	部長	6人	2.4%

- (注) 1. いすみ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【4. 職員の手当の状況】

(1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額 (平成22年度)	1,342	千円
(H22年度支給割合)		
期末手当	####	月分
勤勉手当	####	月分
(####) 月分	(####)	月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額	23,334	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	8,111	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	54	千円
支給実績 (H21年度決算)	6,873	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算)	48	千円

(4) 特殊勤務手当

区分		全職種	
支給実績 (H22年度決算)		708	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		54,490	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)		3.0	%
手当の種類 (手当数)		4	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行旅病人及び死亡人の取扱手当	福祉課	行旅病人救護	作業1件 300円
		行旅死亡人業務	作業1件 600円
防疫手当	健康高齢者支援課	感染症患者収容・消毒	日額 250円
	農林水産課	感染症菌家畜処理	日額 250円
火葬手当	環境保全課	火葬作業に従事	1体 600円
清掃作業手当	環境保全課	ごみ処理作業に従事	日額 250円

(5) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶 養 手 当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 ・1人につき 6,500円 ・配偶者がいない場合その内1人につき 11,000円 ○特定扶養 ・16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	43,925千円	203,356円
住 居 手 当	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ・自宅の場合：2,500円 （新築・購入後5年間に限る。）	10,567千円	185,387円
通 勤 手 当	・電車・バスを利用する場合 定期券代1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給	23,360千円	62,966円
宿日直手当	・勤務1回につき4,200円	7,325千円	40,921円
管理職手当	・部長 5% (減額措置前) 8% ・課長 4% (減額措置前) 7% ・主幹 3% (減額措置前) 5% ・副主幹 1% (減額措置前) 3%	10,314千円	118,547円

【5. 特別職等の報酬等の状況】

区分			給料月額等			
給料	市 長	副 市 長	教 育 長	(参考) 類似団体における最高/最低額		
				663,000 円 ※ (780,000円)	940,000円 /	259,000円
				750,000円 /	249,000円	
				— /	—	
報酬	議 長	副 議 長	議 員	545,000円 /	230,000円	
	351,000 円	474,000円 /	200,000円			
	327,000 円	450,000円 /	180,000円			
期末手当	市 長	副 市 長	教 育 長	(22年度支給割合)		
	3.95	3.95	3.95	月分		
	議 長	副 議 長	議 員	(22年度支給割合)		
	3.95	3.95	3.95	月分		
退職手当	市 長	副 市 長	教 育 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	663,000円×在職月数×0.35	535,500円×在職月数×0.25	467,500円×在職月数×0.20	11,138,400円	6,426,000円	4,488,000円
	任期毎	任期毎	任期毎			

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況について

年度	開始時刻	終了時刻	休憩
平成22年度	8:30	17:15	12:00~13:00

②休暇・休業について

区 分	内 容
年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に20日 ・ 消化できなかった場合は、最高20日を翌年に繰越できる。
療養休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷又は疾病のため療養の必要が認められるとき
特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙等の公民権の行使のための休暇 ・ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等による裁判所等への出頭のための休暇 ・ 骨髄提供のための休暇 ・ ボランティア活動のための休暇 ・ 結婚休暇 ・ 女性職員の生理休暇 ・ 妊娠中のつわり等に伴う障害により勤務することが困難なときの休暇 ・ 妊娠中又は出産後1年以内の保健指導又は健康診査のための休暇 ・ 女性職員の保健所、市町村及び病院等の主催する母親学級への参加のための休暇 ・ 交通機関の混雑に対する妊娠中職員の健康保持のために必要な時間 ・ 妊娠中職員の母体及び胎児の健康保持のための時間 ・ 職員の出産休暇（産前産後休暇） ・ 生後1年6ヶ月に達していない子の保育のための時間 ・ 職員の妻の出産休暇 ・ 職員の妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇 ・ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 ・ 忌引休暇 ・ 職員の父母、配偶者及び子の祭日休暇 ・ 夏季休暇 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する交通の制限又は遮断による休暇 ・ 天災等により交通が遮断され、出勤することが著しく困難な場合の休暇 ・ 災害時における通勤途中の危険を回避するための休暇 ・ 天災等による住居の滅失及び破壊に対する復旧作業のための休暇 ・ あらかじめ計画された能率増進計画の実施に伴う休暇
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者、2親等以内の親族で、負傷、疾病又は老齢により、日常生活を営むのに支障がある者の介護をするための無給休暇
組合休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給休暇
育児休業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳に満たない子を養育するための休業（子が3歳に達する日までを限度） ・ 休業期間については、無給。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況について

①職員の分限処分の状況について

降任	免職	休職	降級
0人	0人	4人	0人

②職員の懲戒処分の状況について

戒告	減給	停職	免職
2人	0人	2人	1人

5. 職員のサービスの状況

①年次休暇の状況について

平均使用日数	消化率
11.0日	27.9%

②育児休業及び部分休業の状況について

区分	育児休業 取得者数	うち両休業	
		取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	5人	0人	1人
計	5人	0人	1人

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

多様化、高度化する行政課題に的確に対応できる職員を育成するため、計画的に階層別研修（接遇研修、新任者研修、初級研修、中級研修、監督者研修）、専門実務別研修等に職員を派遣し、資質向上及び職務効率の増進を図っています。

①千葉県自治研修センターで実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
法制実務研修	全職員	1人
タイムマネジメント研修	全職員	1人
議会事務研修	議会事務担当職員	1人
災害危機管理研修	危機管理事務担当職員	1人
危機管理・マスコミ対応研修	危機管理事務担当職員	1人
農政研修	農林事務担当職員	1人
税務事務研修	税務事務担当職員	3人
滞納整理事務研修	税務事務担当職員	4人
固定資産税（土地）研修	税務事務担当職員	2人
固定資産税（家屋）研修	税務事務担当職員	1人
市町村民税研修	税務事務担当職員	1人
契約事務研修	財政事務担当職員	2人
財務事務研修	財政事務担当職員	1人
課長研修	新任の課長	2人
人事管理研修	総務事務担当職員	1人

②夷隅郡市広域市町村圏事務組合で実施している研修

研修名	対象職員	受講者数
市町職員「新任」共同研修	新規採用職員	3人
市町職員「接遇」共同研修	窓口担当業務職員	6人
市町職員「初級」共同研修	勤務歴5年程度の職員	0人
市町職員「中級」共同研修	勤務歴10年程度の職員	8人
市町職員「監督者」共同研修	主査補及び相当職	7人

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

○福利厚生制度等の概要

(1) 市町村職員共済組合

共済制度は、地方公務員法第43条に基づく地方公務員等共済組合法によって、定められ、具体的には、千葉県市町村職員共済組合において、以下の事業を中心に運用、実施しています。

- ・ 短期給付（職員とその扶養家族の負傷、疾病、出産、死亡等）
- ・ 長期給付（退職共済年金、障害一時金等）
- ・ 福祉事業（健康増進事業、貸付事業等）

(2) 互助会

地方公務員法第42条に基づき、職員の福利厚生を目的とした「いすみ市職員互助会」を平成17年12月に設置し、また、千葉県内の市町村等で構成されている「千葉県市町村職員互助会」にも加入しております。

その事業内容等は下記のとおりです。

1. いすみ市職員互助会

会員により運営されており、事業費の原資は、すべて会員の掛金になります。

○事業内容

- ・ 結婚祝金
- ・ 病気見舞金
- ・ 災害見舞金
- ・ 退職記念金
- ・ 出生祝金
- ・ 死亡弔慰金
- ・ 永年勤続祝金
- ・ 人間ドック助成金

2. 千葉県市町村職員互助会

千葉県内の市町村等職員により構成されており、事業費原資は会員の掛金と公費支出（負担金）で賄われています。なお、公費支出額は、804千円（平成22年度決算額）です。

○事業内容

- ・ 出産費助成金
- ・ 長期療養者助成金
- ・ 弔慰金
- ・ 家族弔慰金
- ・ 退会せん別金
- ・ 災害給付金
- ・ 永年勤続者祝金
- ・ 永年勤続者宿泊補助券
- ・ 入学祝金
- ・ 就職祝金
- ・ 保養所等助成金
- ・ 老人看護助成金
- ・ 介護休暇助成金
- ・ 遺児育英金
- ・ 育児休暇助成金

(3) 公務災害補償

公務災害補償制度は、地方公務員法第45条に基づく地方公務員災害補償法によって定められ、職員が公務上の災害（負傷、疾病・障害等）又は通勤による災害を受けた場合、その生じた損害の補償と被災職員の社会復帰に必要な事業を行っています。

○公務災害認定者数 1人（うち通勤災害 0人）

(4) その他

職員の健康確保を図るため、定期健康診査を実施し、健康障害や疾病の早期発見に努めています。

○定期健康診査受診者数 315人

8. 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況	0件